

様式第3号(第4条第2項第1号関係)

(申請先) 草津市長 宛

### 草津市指定ごみ袋引換券交付申請書

申請日: \_\_\_\_\_年 月 日

● 私は、下記の内容に虚偽がないことを誓約します。  
※詐欺その他の不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、条例に基づき、5倍に相当する金額の過料を科せられることがあります。

1. 世帯主(交付申請代表者)は、\_\_\_\_\_年9月30日期限の草津市指定ごみ袋引換券について、町内会等から交付を受けていません。  
 はい ・ いいえ

2. 世帯主(交付申請代表者)は、草津市に1年以上居住しています。  
 はい ・ いいえ (居住開始年月: \_\_\_\_\_年 月)

3. 窓口に来られた方

ふりがな	
NAME 氏名	
ADDRESS 住所	
PHONE NUMBER 電話番号	

4. 世帯主(交付申請代表者) ※窓口に来られた方(3)が世帯主(4)の場合は、記入の必要はありません。

ふりがな	
NAME 氏名	
ADDRESS 住所	

職員記入欄

有効期限	交付枚数	カレンダー地区	受付者
年 9月30日	40 ( )		
本人確認書類			
返納口	年 月 日	確認者	

様式第4号(第5条第1項第2号関係)

### 委任状

\_\_\_\_\_年 月 日

草津市長 宛

委任者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

下記の者が、私の \_\_\_\_\_年9月30日まで有効の草津市指定ごみ袋引換券等を受領することを委任いたします。

受任者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

草津市指定ごみ袋引換券等代理受領書 ※受領時に部員でご記入ください。

私は上記委任状の委任者を受け、下記のとおり草津市指定ごみ袋引換券等を代理で受領しました。

代理受領者(受任者) 氏名	_____
電話番号	_____
指定ごみ袋引換券 受領枚数 <small>【※※※※】 ※有効期限を記入してください。</small>	( ) 枚
ごみカレンダー地区	_____ 地区

職員記入欄

本人確認書類	受付者

様式第5号(第5条第1項第1号、第2号関係)

### 草津市指定ごみ袋引換券再交付申請書

私は、このたび草津市指定ごみ袋引換券を汚損・亡失しましたので、下記のとおり再交付を申請します。なお、今後は引換券の管理に十分に留意するとともに、今後、再交付ができないことを承諾します。

申請日: \_\_\_\_\_年 月 日

(申請先) 草津市長 宛

申請者 (世帯主)	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	_____

汚損または亡失の年月日	_____年 月 日
汚損または亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと)	
受領した年月日	_____年 月 日
受領者氏名	

職員記入欄

有効期限	交付枚数
年 9月30日	
本人確認書類	
返納口	年 月 日
確認者	

別記様式第6号を削る。

### 付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和5年10月1日から施行する。  
(引換期限の特例)
- 第3条第3項に規定する引換期限について、令和5年9月30日を引換期限とする引換券の期限は、令和5年10月31日とする。  
(準備行為)
- 改正後の草津市指定ごみ袋引換券交付要綱に基づく市指定ごみ袋引換券の交付およびその他の手続は、この要綱の施行日前から行うことができる。

(令和5年9月29日揭示済み)

## 公 告

### 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事  
完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年9月20日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市東矢倉四丁目2番2号 三王トラスト不動産株式会社 代表取締役 宇 野 正倫	草津市木川町字後是ヶ町1番 外21筆	16,757.97㎡	R5.9.20	1694

(令和5年9月20日掲示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事  
完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の  
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同  
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し  
た。

令和5年9月20日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
長岡京市下海印寺西条28番地1 ファミージュ西 条 103 人見 登士成	草津市南山田町字山寺876番 16	170.85㎡	R5.9.20	1695

(令和5年9月20日掲示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事  
完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の  
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同  
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し  
た。

令和5年9月25日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都市左京区松ヶ崎御所ノ内町16番地 シャー メゾン京 御所ノ内A 203号室 駒井 孝則、駒井 奏	草津市岡本町字里之内552番 5 外1筆	172.40㎡	R5.9.25	1696

(令和5年9月25日揭示済み)

公 告

農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定により、滋賀県知事の同意を得て基本構想を変更したので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和5年9月29日

草津市長 橋 川 渉

(令和5年9月29日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年9月29日

草津市監査委員 岡 野 則 男  
草津市監査委員 中 島 美 徳

[定期監査]

令和4年12月26日告示分および令和5年3月28日告示分

監査対象：生涯学習課

意見・指摘事項	措置状況等
<ul style="list-style-type: none"> <li>草津市準公金取扱要領第4条第4項において、「準公金管理者は、管理する準公金について、適正に会計処理されているかを月1回以上確認しなければならない。」とされており、確認時には、通帳残高と実際の残高が一致するようにしっかり確認されたい。また、資金前渡の必要がある場合は、適正な手続きをされ、確実に管理されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準公金を使用するために通帳から現金を引き出す場合には、資金前渡調書を作成のうえ所属長まで確認を行い、必要物品購入後、余剰金額を通帳に戻し入れる際にも戻入調書を作成し、所属長まで確認を行う形に事務改善しました。</li> <li>通帳残高と調書上の残高が確実に一致し、適正な会計処理が行われているか、月1回の確認を行っています。</li> </ul>

監査対象：学校給食センター

意見・指摘事項	措置状況等
<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ処理機から生じる堆肥の売却代金について、点検（購入）業者が年度末に一括で納付されるほうが事務的にも、経済的にも合理性があるのであれば、契約条項を改める必要がある。さらに、第二学校給食センターの同様の業務では手数料と相殺しており、両センターで連携して最適な</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約条項を改め、第二学校給食センターと同様に手数料と相殺するようにしました。</li> </ul>

処理方法を検討のうえ改善されたい。 ・学校給食賄材料費にかかる収入調定事務は、滞りなく適切な時期に行われたい。なお、欠食などで減額が生じたときは、調定更正を行うなど適切に収入調定事務を行われたい。	・学校給食賄材料費にかかる収入調定事務については、令和4年度までは毎月処理していましたが、令和5年度以降、年度当初に一括して年間分の処理を行うように改善しました。
---	---

(令和5年9月29日揭示済み)

草津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和5年9月29日

草津市監査委員 岡野 則 男  
 草津市監査委員 中島 美 徳

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
総合政策部	経営戦略課 職員課
まちづくり協働部	生活安心課
上下水道部	北山田浄水場
都市計画部	都市計画課 建築政策課 公共建築課
総務部	納税課 財政課

(2) 監査の時期 令和5年5月23日から令和5年8月17日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、ま

た、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和4年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：経営戦略課

重点項目
・情報化推進費のうち情報化推進費およびコンピューター管理費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：職員課

重点項目
・職員福利厚生費のうち労働安全衛生費および職員福利厚生費 ・職員研修費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：生活安心課

重点項目
・環境衛生推進費のうち路上喫煙対策費 ・火葬場等管理運営費のうち火葬場管理運営費
意見・指摘事項
① 草津市準公金取扱要領第4条第4項の確認において、準公金管理者は、管理する準公金について、通帳残高と実際の残高（現金保管分および通帳残高）が一致しているか、適正に確認されたい。なお、資金前渡の必要があるときは、適正な手続きにより処理を行い、確実に精算されたい。また、通帳、印鑑およびキャッシュカードは、厳正に管理されたい。

●監査対象：北山田浄水場

重点項目
・上水供給事業のうち浄水場維持管理費および上水供給事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：都市計画課

重点項目
・都市計画推進費のうち都市計画推進費および景観を生かしたまちづくり推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：建築政策課

重点項目
・建築確認事務費のうち建築物等確認事務費、民間建築物耐震化助成事業費および震災避難経路整備促進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：公共建築課

重点項目
・設計監理費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：納税課

重点項目
・税徴収事務費 ・国保税徴収事務費 ・収納率向上特別対策費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：財政課

重点項目
・財政管理運営費
意見・指摘事項
特になし

2 行政監査

(1) 監査対象機関および監査の実施期日

監査対象期間：まちづくり協働部 まちづくり協働課

監査期日：令和5年8月18日

(2) 監査の範囲および方法

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として昨年度実施の財政援助団体等監査結果の指摘事項等の対応を確認し、その後の事務の適正化や確認体制などについて、草津市監査委員監査基準に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

昨年度の監査結果に基づき、速やかに是正され、改善に努められている。事務の執行状況についても、概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されているものと認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導して改善等を求めた。

(4) 意見

監査した項目
・地域まちづくり一括交付金事業および地域まちづくりセンター指定管理事業
意見
① 交付金マニュアルやチェックリストの充実強化など不適正な執行を防止する仕組みを構築されたが、今後、市及び各まちづくり協議会がこの仕組みを適正に運用するとともに、さらなる改善への努力を期待する。交付金をはじめ、各種の支援を行いつつ、市と各まちづくり協議会が協働して、地域の特性を活かし、地域課題に果敢に取り組み、活力ある持続可能なまちづくりを推進されることを願うものである。

(令和5年9月29日揭示済み)

### 固定資産評価審査委員会訓令

草津市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程をここに公表する。

令和5年9月22日

草津市固定資産評価審査委員会  
委員長 中 島 誉 子

草津市固定資産評価審査委員会訓令第1号

草津市固定資産評価審査委員会が保有する

## 個人情報の保護に関する規程

草津市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報に係る草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第1号）の施行については、草津市個人情報保護法施行細則（令和5年草津市規則第16号）の例による。

## 付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（草津市固定資産評価審査委員会個人情報保護条例施行規程の廃止）

- 2 草津市固定資産評価審査委員会個人情報保護条例施行規程（平成18年草津市固定資産評価審査委員会訓令第1号）は、廃止する。

（令和5年9月22日揭示済み）